『あしたも充実』の商品概要

正式名称：生存保障重視型平準払個人年金保険（利率変動型）

1. 商品の主な特徴

【特徴１】<u>好金利の外貨で運用します</u>

□ 契約通貨は、米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。

□ 契約日後の積立利率は毎月更改するため、市場金利の変動に緩やかに連動します。

□ 積立利率は最低保証積立利率（１．５％）を下回ることはありません。

【特徴２】<u>ドルコスト平均法により、為替リスクの低減が期待できます</u>

□ 保険料は、定額を円で払込み(*1)、所定の為替レートで契約通貨（外貨）に毎月換算します。

□ 「定額の円」で外貨を継続して購入することで、「外貨が安い時は多く、外貨が高い時は少なく」購入できます。換算為替レートを平準化する効果により、為替リスクの低減が期待できます。

【特徴３】<u>トンチン性(*2)により、年金原資をより大きくする工夫があります</u>

□ 「トンチン性」の活用により、長生きした人ほどより多くの年金を受取ることができます。

□ 保険料払込期間中の死亡保険金や解約払戻金を既払込保険料以下に抑え、ご契約を継続された方に配分することで、年金原資を大きくします。

＊１ 保険料払込期間は１０年～５０年から指定。契約年齢により、指定できる期間が異なります。

＊２ 「トンチン性」とは、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができる保険の性質を指します。

2. 年金の特徴について

契約年齢４９歳以下 １００%保障型	契約年齢５０歳以上 ７０%保障型
死亡保険金は、契約通貨建て既払保険料の１００％となり、解約返戻金は死亡保険金を上限とします。	死亡保険金は、契約通貨建て既払保険料の７０％となり、解約返戻金は死亡保険金を上限とします。

※契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。
※100%保障型の場合、保険料払込期間中の被保険者の年齢が 50 歳以上となる年単位の契約応当日に、死亡保険金の支払額を変更し、死亡保障を低く抑えることで、変更前より年金原資を大きくすることができます。

3. 主なお取扱い

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額 1 万円（1,000 円単位） ※ただし、保険料円払込金額の総額（保険料円払込金額×12 か月×保険料払込期間）が 300 万円以上必要です。
	最高	月額 40 万円
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		0 歳～80 歳
保険料払込方法		月払
保険料円払込金額の払込プラン		月払プラン、半年払プラン、年払プラン、前納
保険料払込期間		10 年以上 50 年以下 ※ご契約後に変更することはできません。 ※契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。
年金支払開始年齢の範囲		10 歳～90 歳
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・解除）の対象です。
付加できる主な特約		個人年金保険料税制適格特約、遺族年金支払特約、円支払特約、年金円支払特約、指定代理請求特約
減額		減額後の毎月の保険料円払込金額1万円以上
増額・一部解約		お取扱いいたしません

4.　この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

■為替リスクについて

この保険は、 死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お払込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込みのたびに変動（増減）します。

■預金等との違いについて

・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険料払込期間中にご負担いただく費用

・払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
・保険料払込期間中に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、保険料払込期間に応じた年数および契約通貨に応じた指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は0.01%を下回ることはありません。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
・契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。

※これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

・保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
・保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭*
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM－50銭

＊年払プランの場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

●年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。）

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。